

平成 15 年 5 月 21 日
環 境 生 活 部

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場に係る代執行について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）
第 19 条の 8 第 1 項第 1 号の規定により代執行を行いました。

記

1 事業者

- ・ 名 称 : 株式会社グリーンプラネット 代表取締役 菅野清人
- ・ 住 所 : 村田町大字沼辺字竹の内 105
- ・ 処分場所在地 : 村田町大字沼辺字竹の内 13 ほか

2 施設

平成 2 年 8 月 6 日設置届出

平成 13 年 5 月 23 日埋立終了の届出

産業廃棄物の安定型最終処分場

埋立面積 67,398 m² 埋立容量 354,435 m³

3 内容

平成 15 年 3 月 31 日に事業者に対し、硫化水素ガスの発生が増大し、処分場外に悪臭が発散するおそれがあることから、法第 19 条の 5 第 1 項の規定により、処分場内に設置している浸出水処理池の水を凝集沈殿剤で処理し放流すること（履行期限：平成 15 年 4 月 4 日）、第 7 工区及び第 8 工区内の法面及び廃棄物の露出部分を覆土し整地すること（履行期限：平成 15 年 4 月 15 日）の 2 点について措置を命じていたが、期限までに履行されず、このまま放置すると生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあることから、事業者に代わり宮城県が措置命令の内容を履行するもの。

4 スケジュール

- ・ 浸出水処理 平成 15 年 5 月 6 日～5 月 9 日
(浸出水約 2,200 m³を薬剤処理後放流)
- ・ 覆土、整地 平成 15 年 5 月下旬～6 月中旬
(土砂掘削 360 m³、覆土 560 m³、現在入札手続き中)